

意見第3号

マイナ保険証に伴う国民の不安解消を求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

2023年6月26日

提出者 久喜市議会議員
川 辺 美 信
猪 股 和 雄
賛成者 久喜市議会議員
田 村 栄 子
宮 崎 亜 希

久喜市議会議長 上 條 哲 弘 様

マイナ保険証に伴う国民の不安解消を求める意見書

マイナンバーカードの活用拡大に向けた改正マイナンバー法が6月2日の参院本会議で賛成多数で可決成立し、2024年秋に現在の健康保険被保険者証の廃止が決定された。しかし、マイナンバーカードの申請が義務化されるものではないとも説明している。

マイナンバーカードは任意の申請に基づいて交付されている。2023年5月10日現在のマイナンバーカード実保有枚数は約8,367万枚（人口比66.4%）であり、残りの約3分の1の国民が何らかの理由により申請しない、または申請できずに保有していない。

一方、日本ではすべての国民は公的医療保険に加入する国民皆保険制度が確立しており、被保険者にはすべて被保険者証（保険料・税の滞納状況によって短期被保険者証または資格証明書など）が交付されている。政府は現在の被保険者証を廃止した後に、マイナ保険証を持たない被保険者には「資格確認書」を発行するとしているが、すべての健康保険被保険者がこれまでと同様に医療を受ける権利を保障されるのか、懸念と不安が広がっている。また、医療機関におけるマイナ保険証によるオンライン資格確認システムで、患者情報が確認できないなどの混乱も多く報告され、いったん10割負担が求められたケースも出ている。

政府は、マイナンバーカードと健康保険被保険者証を一体化した後においても、国民皆保険制度を守り、すべての国民が医療を受ける権利を侵害されることのないよう、国民の不安を払拭すべきである。

そこで、以下について早急に対応方針を明らかにするよう求める。

記

- 1 マイナンバーカードの交付およびマイナ保険証の登録は申請によることになっているが、健康保険被保険者証は申請ではなく被保険者に当然に交付されている。被保険者証に替わる「資格確認書」も同様に、申請によらず交付すること。
- 2 認知症、障害者など、マイナンバーカードおよびマイナ保険証の申請が困難な被保険者に対し、「資格確認書」を申請によらずに交付すること。
- 3 高齢者施設や障害者施設入所者の多くは、現在は施設で被保険者証を管理しているが、マイナンバーカードを施設で管理することは困難である。そこで、現在の被保険者証を廃止した後も「資格確認書」を申請によらずに交付すること。
- 4 医療機関におけるマイナ保険証（オンライン資格確認）システムの不具合により、被保険者情報が確認できない場合でも医療をスムーズに受けられるように、マイナ保険証登録者にも「資格確認書」を交付すること。
- 5 マイナンバーカードを紛失した際などにも、「資格確認書」を使えるようにシステムを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

久喜市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣 あて
厚生労働大臣
デジタル大臣